

地籍調査の成果の閲覧実施

平成30年度（2018年度）に地籍調査（現地調査）を実施した次の地区について、成果の閲覧を実施します。

該当する土地の所有者など、関係者の皆さまは必ず期間内にお越しください。この期間内にのみ誤り等訂正の申し出をすることができます。

●地区／大字三瀬川の一部

●期間／12月7日（土）～12月26日（木）

●時間／9時～17時

※期間内の土日を含む

●場所／金屋庁舎2階 地籍調査課 事務室

問 地籍調査課（金屋庁舎）

公道に張り出している樹木などの管理をお願いします

道路を管理していく上で、町民の皆さまの協力が大きな支えになっています。

生け垣や木の枝が道路に張り出すと、通行しづらいだけでなく、道路標識が見えにくくなるなど、交通事故の原因になることがあります。また、台風などの災害時には倒木や樹木の散乱などにより、道路利用者に危険を及ぼすこともあります。こうした事故やトラブルを未然に防止

し、皆さまが安心して生活するためにも、公道上に張り出した樹木などは所有者の責任としてせんでいや伐採をするなど、適切な管理をお願いします。

問 建設課（吉備庁舎）・産業課（金屋庁舎）

12月3日から9日まで障害者週間です

「障害者週間」は、国民に広く障害者の福祉について関心と理解を深めていただくとともに、障害者が社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めるために設けられています。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる「共生社会」をつくっていきましょう。

●障害者への不当な差別的取り扱いは禁止されています。

正当な理由がなく、障害のあることを理由に、サービスの提供を拒否することやサービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されています。

●障害者への合理的配慮が求められています。

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

●障害者を虐待から守りましょう。

家族などの養護者、障害者福祉施設などの職員、勤め先の人などから虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに相談や通報をしてください。法律による通報義務があります。

・相談・通報窓口／有田川町障害者虐待防止センター（やすらぎ福祉課内） ☎32・3111

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

和歌山県最低賃金が改定

10月1日（火）から和歌山県最低賃金は時間額830円となりました。最低賃金法違反については罰則が設けられています。

詳しくは和歌山労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

問 和歌山労働局労働保険徴収室

（和歌山市黒田2・3・3）

☎073・488・1102

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。